

資 料 提 供
令和3年2月11日
担 当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直 通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年2月10日(水)に、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4927～4928例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4927	50	東広島市	2月6日(発症日) 咽頭痛	2/10	宿泊療養施設に入所中	・県内感染者の濃厚接触者 ・県外往来なし
4928	20	海田町	2月9日(発症日) 発熱, 倦怠感, 咳	2/10	宿泊療養施設に入所中	・広島市感染者と接触あり ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・再陽性の患者はいません。

《第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年2月8日～2月21日】》

【広島市の住民, 事業者の皆様へ】

- 外出機会を削減してください(日常生活上必要な買い物などを含めて半分に減らし, 21時以降の外出は更に削減(通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 出勤者割合について5割削減を目標として実施するとともに, 21時以降の勤務を抑制してください。

【県民, 事業者の皆様へ】

- 同居する家族以外との会食等は控えてください(飛沫防止のための物理的な対策を取っている場合を除く)。
- 飲食店を利用される場合には, 「座席の3方をパーティションで仕切る」, 「他者との間隔を必ず1メートル以上離す」又は「マスク会食を全利用者に徹底」の飛沫感染予防対策や, 換気による感染予防対策を講じている飲食店を利用するとともに, 利用者としてこれらの取組に協力してください。
- 外出機会を削減してください(外出機会を半分に低減(通学や医療機関の受診は制限しない), 出勤者割合について5割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛, 感染拡大地域への往来は慎重に判断(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族, 医療福祉関係者などを, 絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては, 感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害, 患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から, 提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。